

「実施済」・・・既に実施しているもの・今後、継続して実施していくもの  
「継続検討」・・・今後、継続して検討していくもの  
「実施困難」・・・実施が困難であるもの  
「その他」・・・上記以外のもの

## 青森市男女共同参画審議会委員からの意見・要望と市の考え方

No.	意見・要望	市の考え方	対応状況	担当課
1	フォローアップ総括表9ページ、「②人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携」に、「市役所駅前庁舎において」とあるが、浪岡地区でも浪岡総合保健福祉センターで、第1・第3木曜日に行政相談員と一緒に相談を受けているため、浪岡地区も入れた方が良い。	浪岡地区の相談についても、フォローアップ総括表9ページに記載しました。	実施済	浪岡事務所健康福祉課
2	フォローアップ総括表11ページ、指標「人権教室への参加者数」について、「人権教室への市民の参加者数」となっているが、人権教室は主に小・中学校を対象に行っているため、実態に即して、「人権教室への児童・生徒の参加者数」とした方が良い。	現行プランで指標を「市民の参加者数」としているため、今後、プランの改定時に、本指標を持つ場合には、必要に応じて指標の説明を改めます。	その他	人権男女共同参画課
3	人権教室は一般市民に対しても必要なため、指標の説明に実態を合わせるというのも良いと思う。	一般市民に対しては、寿大学及び女性大学での人権擁護委員の講話や、青森地方法務局において、企業・団体等からの依頼に応じて講師を派遣し、人権に関する講座・セミナー等を実施しており、市では、広報あおもりなどを通じて、講座等に関する情報を周知しています。	実施済	人権男女共同参画課
4	男女の置かれている状況を客観的に把握するため、ジェンダー統計（男女別の統計）をとり、男女の数値に差があった場合、更に深めて検討し、「課題・今後の方向性」に解決策的なものを書くべきである。	指標「社会活動に参加したことがある市民の割合（うち女性の割合）」に加え、「『男女共同参画社会』という用語の周知度」「男女共同参画に対する満足度」「『ワーク・ライフ・バランス』の認知度」「青森市DV相談支援センターの周知度」についても、実績値に男女別の割合を表記しました。男女の数値に差異があった場合は、課題・今後の方向性への反映を検討して参ります。	実施済	人権男女共同参画課
5	教育関係者の「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」について、学校の先生の中には、無意識のうちに子どもたちにバイアスをかけている部分があるのではないかと思います。今、国でも取り組もうとしていることから、その点をもっと意識して、学校教育の中で進めていけばいいと思う。	国においては、国内外・異業種を含む先進的な研修事例の収集・分析を行うとともに、全国の小・中学校の実態調査を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた教員研修プログラムの開発を検討するとしています。今後、男女共同参画の推進に係る国の動向を注視しながら、教育委員会としての対応を考えて参ります。	継続検討	指導課
6	妊娠によって高校を退学せざるを得なくなり学ぶ機会を失うことは、それ以降の女性のライフプランに大きな影響を与えらると思う。そのような子どもたちを支援する、「子育て世代包括支援センター」がとても大事だと思う。	高校生等若年世代から、妊娠の相談が寄せられた場合には、ご本人やご家族と相談のうえ学校等とも連携を図りながら、ご本人やご家族の望む方向へ進めるよう支援しているところです。市では、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する拠点として、「（仮称）青森市母子健康包括支援センター」を元気プラザに設置することとしており、2020年4月に業務開始を目指しています。本市のセンターでは、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」の相談窓口の一体化及びワンストップ化を図り、妊娠期から出産、乳幼児期、子育て期に至るまで、一連の過程を総合的に支援することとしています。	その他	健康づくり推進課
7	高齢化社会の進展により、仕事と介護の両立がますます重要な課題となっている。介護休業制度が法制化されてから既に20年近く経っているが、育児休業と比べると、介護休業制度の定着は不十分であると認識している。是非、市の方にも、介護休業制度の周知という面で御協力をいただきたい。	現在、市においては、育児・介護休業法について市ホームページ等を通じて情報提供を行っており、今後においても、関係機関との連携のもと普及啓発を図って参ります。	実施済	人権男女共同参画課 経済政策課
8	昨年度、県において、「あおもり働き方改革推進企業認証制度」が始まり、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を認証要件に取り入れたところ、行動計画を策定する中小企業が非常に増えた。企業に取組を促す上では非常に良いきっかけになっているため、女性活躍推進法に基づく行動計画についても、策定が促進するよう、自治体の方に検討いただきたい。	現在、市においては、市内企業に対し、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・活用について、国の認証制度や助成金等の周知と併せて市ホームページ等により情報提供を行っています。女性活躍推進法に基づく行動計画の策定が促進するよう、他都市の動向を参考にしながら、今後、仕組みづくりを検討して参ります。	継続検討	人権男女共同参画課 経済政策課
9	様々な主体が、より能動的に、「誰が」「何を」「誰に対して」アプローチしていくのか、男女共同参画を更に推進するためには、ギアチェンジしないと上手くいかないと思うので、その辺の、戦略ということを考えていただきたい。	本市の「附属機関の女性委員登用率」について、他自治体と比較して著しく低く、重点的に取り組んでいく必要があるため、5月15日に開催した、庁内の関係課長等で組織する「青森市男女共同参画推進会議」において、登用率向上に向けた取組について協議を行いました。女性委員の登用率が向上することにより、政策・方針決定過程に女性の意思が反映されることはもとより、各団体における女性の人材育成にも波及するものと考えています。今後も、市の男女共同参画推進施策で立ち遅れている部分について推進会議で強化し、それを外部の展開につなげていきたいと考えています。	実施済	人権男女共同参画課
10	家庭教育学級での男女共同参画の出前講座について、「今年はこの地域のどこかの学校で、一つでもいかがでしょうか」のように教育委員会と連携することで、教育委員会から学校側に連絡が来て、学校の中には「やれそうです」というところも出てくると思う。	教育委員会から小・中学校に対して、学習テーマの採用について依頼することは難しいとのことであったため、4月24日に開催された家庭教育学級の説明会において、担当教職員やPTA関係者に対して、人権男女共同参画課職員が出前講座のPRをし、文化学習活動推進課からも働きかけを行いました。	実施済	人権男女共同参画課